

過去の生活保護基準見直しによる 影響分析について(方針案)

1 検討課題

1 検討課題

《基本的な考え方》

- 生活保護基準の見直しの影響分析については、これまでの検証手法を踏襲し、次の分析を行う。
 - ・ 生活扶助基準見直しによる影響額の把握
 - ・ 生活保護受給世帯の家計に与えた影響の把握
 - ・ 生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識に与える影響の把握
- また、上記に加え、生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会において論点として整理された次の事項についても分析を行う。
 - ・ 保護の開始・停止・廃止の状況の分析
 - ・ 生活保護世帯の消費支出の変化の分析
- 有子世帯の扶助・加算に関して、平成30年に「児童養育加算」「母子加算」「教育扶助及び高等学校等就学費」の見直しが行われたことから、これらの扶助に係る基準額の変化等の状況を確認する。

検討事項

上記の各事項について、具体的にどのような方法で分析を行うか。

方針（案）

以降に示す方法で分析作業を進めることとしてはどうか。

1 検討課題

(参考1) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 今回行う基準額の見直しによる影響について、その実態を継続的に把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。

(参考2) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 平成30(2018)年10月より実施した基準見直しによる影響を把握する方法については、平成29(2017)年検証で行った影響把握の3つの方法に加えて、
 - ・ 「被保護者調査」により保護の開始・停止・廃止の状況の分析を行うこと
 - ・ 「社会保障生計調査」により生活保護世帯の消費支出の変化の分析を行うこと
 - ・ 統計調査による影響把握が困難な部分を補完するため、福祉事務所のケースワーカーへのヒアリングを実施することが考えられるのではないか。

2 分析作業の進め方（案）

2 分析作業の進め方（案）

（1）生活扶助基準見直しによる影響額の分析

○ 平成30年度被保護者調査の個別世帯のデータを用いて、平成29年検証時と同様の方法により、基準見直し前後の基準額表に基づいて個々の世帯の世帯構成に対応した基準額を推計し、その変化の状況を把握する。

併せて、基準見直しによって金銭給付がなくなる（最低生活費が収入充当額より低い状態となる）世帯数を推計する。

〔世帯数〕

生活扶助基準額の変化率	全世帯	高齢者世帯/ 母子世帯/傷病者・障害者世帯/その他の世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上
5%以上 ～						
4%以上 ～ 5%未満						
3%以上 ～ 4%未満						
2%以上 ～ 3%未満						
1%以上 ～ 2%未満						
0%以上 ～ 1%未満						
-1%以上 ～ 0%未満						
-2%以上 ～ -1%未満						
-3%以上 ～ -2%未満						
-4%以上 ～ -3%未満						
-5%以上 ～ -4%未満						
～ -5%未満						

〔構成比〕

生活扶助基準額の変化率	全世帯	高齢者世帯/ 母子世帯/傷病者・障害者世帯/その他の世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上
5%以上 ～						
4%以上 ～ 5%未満						
3%以上 ～ 4%未満						
2%以上 ～ 3%未満						
1%以上 ～ 2%未満						
0%以上 ～ 1%未満						
-1%以上 ～ 0%未満						
-2%以上 ～ -1%未満						
-3%以上 ～ -2%未満						
-4%以上 ～ -3%未満						
-5%以上 ～ -4%未満						
～ -5%未満						

<再掲>

0%以上 ～						
～ 0%未満						

※ 「生活扶助基準額の変化率」は、平成30年度被保護者調査を用い、個別の被保護世帯について、平成30年7月時点の世帯属性に応じて

- ・ 平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算（保険料実費相当）は含めない）
- ・ 令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額（介護保険料加算（保険料実費相当）は含めない）

をそれぞれ算出し、その比較を行ったもの。

2 分析作業の進め方（案）

（1）生活扶助基準見直しによる影響額の分析 の続き

	総世帯/高齢者世帯/母子世帯/傷病者・障害者世帯/その他の世帯			
	平成30年度被保護者調査 (年次調査)における被 保護世帯数	うち、金銭給付の保護費 がある世帯数 ①	うち、令和2年10月の基準額 を基に計算すると、金銭給付 がなくなる世帯数 ②	生活扶助基準額の見直 しによって金銭給付が なくなる世帯の割合 ②/①
世帯計				
単身世帯				
2人世帯				
3人世帯				
4人世帯以上				

※ 「①金銭給付の保護費がある世帯」とは、「平成30年4月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を上回る世帯。

「平成30年4月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「平成30年4月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

※ 「②金銭給付がなくなる世帯」とは、「①金銭給付の保護費がある世帯」のうち、「令和2年10月時点基準による最低生活費」が「収入充当額」を下回る世帯。

「令和2年10月時点の基準での最低生活費」は、前頁の「令和2年10月時点の基準額表に基づく生活扶助基準額」に、平成30年度被保護者調査による平成30年7月の住宅扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助及び一時扶助の決定額実績を加えた額（医療扶助、介護扶助は含まない）。

「収入充当額」は、平成30年度被保護者調査を用い、平成30年7月時点の世帯の状況に応じて算出した額。

2 分析作業の進め方（案）

（2）生活保護受給世帯の家計に与えた影響の把握及び消費支出の変化の分析

○ 平成29年検証時と同様の方法により、社会保障生計調査を用いて、生活保護受給世帯について、世帯類型毎に平成29年度から令和元年度の各年度における費目別の消費支出額及び保護金品を含む実収入額を集計し、その変化を確認する。

この際、併せて、家計調査により、世帯類型毎に同期間における一般世帯の費目別の消費支出額を集計し、変化の状況を比較して確認を行う。

【高齢者単身世帯／高齢者2人世帯／母子2人世帯／その他単身世帯／その他2人世帯／その他3人世帯】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	H29.10月～H30.3月 (1世帯当たり平均支出額)		H30.10月～R1.3月 (1世帯当たり平均支出額)		R1.10月～R2.3月 (1世帯当たり平均支出額)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
実収入	円		円		円	
社会保障給付						
(再掲) 保護金品						
消費支出						
食料						
住居						
光熱・水道						
家具・家事用品						
被服及び履物						
保健医療						
交通・通信						
教育						
教養娯楽						
その他						
(再掲) 住居・教育除く						

※ サンプルバイアスを除去するため、令和元年度被保護者調査による被保護世帯を母集団として、級地別・世帯類型別に拡大乗数を設定して集計。
(世帯類型は、高齢単身、高齢2人、母子2人、その他単身、その他2人、その他3人の6類型。)

2 分析作業の進め方（案）

（2）生活保護受給世帯の家計に与えた影響の把握及び消費支出の変化の分析 の続き

【高齢者単身世帯／高齢者2人世帯／母子2人世帯／その他単身世帯／その他2人世帯／その他3人世帯】

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）						
	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	H29.10月～H30.3月 (1世帯当たり平均支出額)		H30.10月～R1.3月 (1世帯当たり平均支出額)		R1.10月～R2.3月 (1世帯当たり平均支出額)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
消費支出	円		円		円	
食料						
住居						
光熱・水道						
家具・家事用品						
被服及び履物						
保健医療						
交通・通信						
教育						
教養娯楽						
その他						
(再掲)住居・教育除く						

一般世帯（家計調査）						
	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	H29.10月～H30.3月 (1世帯当たり平均支出額)		H30.10月～R1.3月 (1世帯当たり平均支出額)		R1.10月～R2.3月 (1世帯当たり平均支出額)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
消費支出	円		円		円	
食料						
住居						
光熱・水道						
家具・家事用品						
被服及び履物						
保健医療						
交通・通信						
教育						
教養娯楽						
その他						
(再掲)住居・教育除く						

※ サンプルバイアスを除去するため、令和元年度被保護者調査による被保護世帯を母集団として、級地別・世帯類型別に拡大乗数を設定して集計。
(世帯類型は、高齢単身、高齢2人、母子2人、その他単身、その他2人、その他3人の6類型。)

2 分析作業の進め方（案）

（3）生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識に与える影響の把握

- 家庭の生活実態及び生活意識調査のデータを用いて、平成22年、平成28年及び令和元年の各年における生活保護受給世帯の社会的必需項目の不足状況を確認し、併せて、一般世帯の状況との比較を行う。

【生活保護受給世帯（全世帯／高齢者世帯／母子世帯／単身世帯）】

上段：世帯数 下段：割合

社会的必需項目	平成22年7月	平成28年7月	令和元年7月
Q1食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）			
Q2肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）			
Q3野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）			
Q4新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない			
Q5必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）			
Q6必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）			
Q7炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q8電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q9電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q10携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q11親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）			
Q12急な出費への対応 （回答）対応できない			
Q13生命保険等の加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）			

【一般世帯（全世帯／高齢者世帯／母子世帯／単身世帯）】

上段：世帯数 下段：割合

社会的必需項目	平成22年7月	平成28年7月	令和元年7月
Q1食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）			
Q2肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）			
Q3野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）			
Q4新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない			
Q5必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）			
Q6必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）			
Q7炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q8電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q9電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q10携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）			
Q11親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）			
Q12急な出費への対応 （回答）対応できない			
Q13生命保険等の加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）			

2 分析作業の進め方（案）

（4）保護の開始・廃止・停止の状況の分析

○ 被保護者調査により、世帯類型別に過去からの保護の開始・廃止・停止世帯数の推移を確認する。

開始世帯【全世帯／高齢者世帯／母子世帯／傷病者障害者世帯／その他世帯】

	平成24年度												令和元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開始世帯（世帯数）																								
<対前年同月比増減>（%）																								

廃止世帯【全世帯／高齢者世帯／母子世帯／傷病者障害者世帯／その他世帯】

	平成24年度												令和元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃止世帯（世帯数）																								
<対前年同月比増減>（%）																								

停止世帯【全世帯】

	平成24年度												令和元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
停止世帯（世帯数）																								
<対前年同月比増減>（%）																								

2 分析作業の進め方（案）

（5）有子世帯の扶助・加算の見直しによる影響分析

- 児童養育加算及び母子加算の見直しの影響分析については、前頁までの生活扶助基準に関する分析において一体的に行う。
- 教育扶助及び高等学校等就学費の見直しの影響については、（1）と同様に平成30年度被保護者調査の個別世帯のデータを用いて、基準見直し前後の基準額に基づいて個々の世帯における子の就学状況に対応した各扶助の基準額を推計し、その変化の状況を把握する。

小・中・高 校生の数	うち			該当世帯数		教育扶助の基準額＋ 高等学校等就学費の基本額		見直しの影響規模	
	小学生	中学生	高校生等	実数	割合	見直し以前(A)	見直し後(B)	金額 (B)-(A)	率 (B)/(A)-100%
子1人	1人	0人	0人						
	0人	1人	0人						
	0人	0人	1人						
	小計								
子2人	2人	0人	0人						
	0人	2人	0人						
	0人	0人	2人						
	1人	1人	0人						
	1人	0人	1人						
	0人	1人	1人						
	小計								
子3人	3人	0人	0人						
	0人	3人	0人						
	0人	0人	3人						
	2人	1人	0人						
	2人	0人	1人						
	1人	2人	0人						
	0人	2人	1人						
	1人	0人	2人						
	0人	1人	2人						
	1人	1人	1人						
小計									

小・中・高 校生の数	うち			該当世帯数		教育扶助の基準額＋ 高等学校等就学費の基本額		見直しの影響規模	
	小学生	中学生	高校生等	実数	割合	見直し以前(A)	見直し後(B)	金額 (B)-(A)	率 (B)/(A)-100%
子4人	小計								
子5人以上	小計								
合計									

※ 「該当世帯数」は、平成30年度被保護者調査による平成30年7月時点の状況。

- ・教育扶助の決定額が1円以上の世帯については小学生・中学生の世帯員数
- ・高等学校等就学費の決定額が1円以上の世帯については高校生の世帯員数
- ・教育扶助及び高等学校等就学費の決定額がいずれも1円以上の世帯については小学生・中学生・高校生の世帯員数により世帯類型を区分して集計。

2 分析作業の進め方（案）

（5）有子世帯の扶助・加算の見直しによる影響分析 の続き

- 運用の見直しと併せて基準見直しが行われた学習支援費に関しては、福祉事務所からの報告により当該支給状況を把握する。

学習支援費の受給者数

		扶助受給 人員数① (令和2年度末現在)	学習支援費受給 実人数② (令和2年度内)	(②/①)
教育扶助	小学生			
	中学生			
高等学校等就学費				

学習支援費の支給月数

		学習支援費 支給月数③ (令和2年度内)	うち見直し前の水準以上の 月数(※)④	(④/③)
教育扶助	小学生			
	中学生			
高等学校等就学費				

学習支援費の支給月額（平均）

		学習支援費月額（平均）⑤ (令和2年度内)
教育扶助	小学生	
	中学生	
高等学校等就学費		

※ 上記結果は、福祉事務所からの管内の教育扶助、高等学校等就学費及び両扶助の学習支援費の支給状況に係る報告をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 学習支援費は課外のクラブ活動へ参加する者を対象に支給するものであるが、「扶助受給人員数」には課外のクラブ活動へ参加しない小学生・中学生・高校生等が含まれていることに留意が必要。

※ 「見直し前の水準以上の月」とは、1か月の学習支援費の支給額が、小学生：2,630円 中学生：4,450円 高等学校就学費：5,150円 を超える月をいう。

2 分析作業の進め方（案）

（5）有子世帯の扶助・加算の見直しによる影響分析 の続き

生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）の有無

	該当数
①事前の案内（周知）を行っている	
②事前の案内（周知）を行っていない	

生活保護受給世帯からの物品等の購入前の相談の頻度

	該当数
①ほとんどない	
②おおむね10件中1～2件程度	
③おおむね10件中3～4件程度	
④おおむね10件中5件（約半数）程度	
⑤おおむね10件中6～7件程度	
⑥おおむね10件中8～9件程度	
⑦全部	

事前給付による学習支援費の支給の頻度

	該当数
①ほとんどない	
②おおむね10件中1～2件程度	
③おおむね10件中3～4件程度	
④おおむね10件中5件（約半数）程度	
⑤おおむね10件中6～7件程度	
⑥おおむね10件中8～9件程度	
⑦全部	

生活保護受給世帯から、事前給付ではなく、精算給付の方法で申し出があった要因として考えられるもの

	該当数
①生活保護受給世帯が事前給付が可能であることを知らなかった	
②生活保護受給世帯が事前に物品等の必要額を把握することが困難だった	
③生活保護受給世帯が、物品等の必要額が高額でなかった等により、事前に見積もり等入手する手間をかけないこととした	
④その他	

※ 上記結果は、福祉事務所からの学習支援費の支給状況に係る報告をまとめたもの（令和2年度分）。

※ 実績を積み上げたものではなく、日々の業務の中で把握されている概況の報告を受けたもの。

※ 「事前給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行う前に必要額を確認した上で事前に給付する方法をいう。

「精算給付」とは、被保護者が学習支援費の対象となる費用の支出を行った後に領収書やレシートなどを確認して事後精算で給付する方法をいう。